

食安発0312第4号  
平成25年3月12日

各 

|         |
|---------|
| 都道府県知事  |
| 保健所設置市長 |
| 特別区長    |

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する件について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第28号）が本日公布され、これにより乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

## 記

### 第1 改正の概要

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条第1項の規定に基づき、乳等省令別表の四の(二)の(1)の1に規定する、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム(以下「牛乳等」という。)の販売用の容器包装中、合成樹脂加工紙製容器包装に用いることができる合成樹脂としてナイロン及びポリプロピレンを追加したこと。

### 第2 施行・適用期日

公布の日から施行すること。

### 第3 運用上の注意

今回、牛乳等の販売用の合成樹脂加工紙製容器包装の内容物に直接接触す

る部分以外に用いることができる合成樹脂として、ナイロン及びポリプロピレンを追加することとしたが、内容物に直接接触する部分については、引き続き当該樹脂の使用は認められないため留意されたいこと。